

【保管場所届出書】の記載例

【※】印の欄は、空欄でも届出を受理しますが、記載に御協力ください。

特に型式及び車台番号の記載では、
 ○ 0 (ゼロ) と O (オー)
 ○ 1 (イチ) と L (エル)
 ○ 2 (ニ) と Z (ゼット)
 等のアルファベットと数字の記載誤りや、脱字に注意してください。

別記様式第2号 (第3条関係)

自動車保管場所届出書 (新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
メーカー名	1 AB-CD 2	CD2-3456789	長さ 幅 高さ	3 4 0 1 4 8 2 0 0 センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		千代田区霞が関 2-1-2		
自動車の保管場所の位置		千代田区霞が関 2-1-2 霞駐車場No.2 (変更前)		
上記の事項について届出をします。				
令和7年 12月 1日				
届出先 霞が関 警察署長 殿		住所 千代田区霞が関 2-1-2 電話 03-3581-0141		
届出者 警察 太郎		氏名		
使用権原	自己 他人・共有	連絡先 氏名 届出 一郎 電話 03-3581-0000	新規 代替	登録 番号等
		前車	現車	

「自動車の大きさ」欄は、点線内に右詰めで記載してください。

郵便番号、住所、電話及び氏名は、できるだけ点線内に記載してください。

【※】届出に係る自動車を、届出に係る保管場所に
 ○ 新規又は追加で保管する場合→「新規」
 ○ 保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合→「代替」に○印を付けてください。

【※】「代替」を選択した場合には、
 ○ 「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号
 ○ 「現車」欄に、届出に係る自動車の登録番号又は車両番号
 を記載してください（「新規」を選択した場合には、空欄で提出してください。）。

宛先 (提出先) は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

【※】保管場所の所有者が、
 ○ 申請者本人である場合 → 「自己」
 ○ 申請者以外である場合 → 「他人」
 ○ 申請者を含む複数人の共有である場合 → 「共有」
 に○印を付けてください。

【※】代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び電話番号の記載してください。

- 備考
- 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出については「新規」の文字を、法第7条 (第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。) の規定による届出 (以下「変更届出」という。) については「変更」の文字を○で囲むこと。
 - 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出については「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出については「軽」の文字を○で囲むこと。
 - 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車 (届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。) に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき ((1)に該当する場合を除く。)
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

【保管場所使用権原疎明書面（自認書）】の記載例

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
- 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行うといった、場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、自認書は1通の提出で足够了。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請届出に係る保管場所である**土地・建物**は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

霞が関 警察署長 殿

令和7年 12月 1日

〒(100-8974)

住所 千代田区霞が関2-1-2

電話 03-3581-0141

氏名 警察 太郎

- 保管場所証明申請の場合
→「証明申請」
- 保管場所届出の場合
→「届出」
に○印を付けてください。

- 保管場所である土地が
- 自己所有の場合
→「土地」
- 土地・建物の両方が自己所有の場合
→「土地」・「建物」の両方に○印をつけてください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

申請者又は届出者御自身の情報を記載してください。

【保管場所使用承諾証明書】の記載例

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
- 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行うといった、場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、証明書は1通の提出で足りません。

保管場所使用承諾証明書

		警察署長提出用	
保管場所の位置	千代田区霞が関2-1-2	駐車場の名称	駐車位置番号
		霞駐車場	2
使用者	〒(100-8974) 住所 千代田区霞が関2-1-2	電話 03-3581-0141	
	氏名 警察 太郎		
使用期間	令和7年 12月 1日 から 令和9年 11月 30日 まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 〒100-8974 千代田区霞が関2-1-2 03-3581-△△△△ 承諾 一郎 〒(100-8974) 住所 千代田区霞が関2-1-2 電話 03-3581-XXXX 氏名 証明 花子			

申請書又は届出書の「自動車の保管場所の位置」欄の記載と同じです。

○ 駐車場に名称が付いている場合
→「駐車場の名称」欄に当該名称
○ 駐車場内に駐車枠が複数存在し、特定の駐車枠の使用が承諾された場合
→「駐車位置番号」欄に当該駐車枠の番号等を記載してください（名称等がない場合には、空欄で提出してください。）。

「使用者」欄は、申請者又は届出者の情報を記載してください。

当該保管場所を賃貸借契約により使用する場合には、通常、契約期間です。

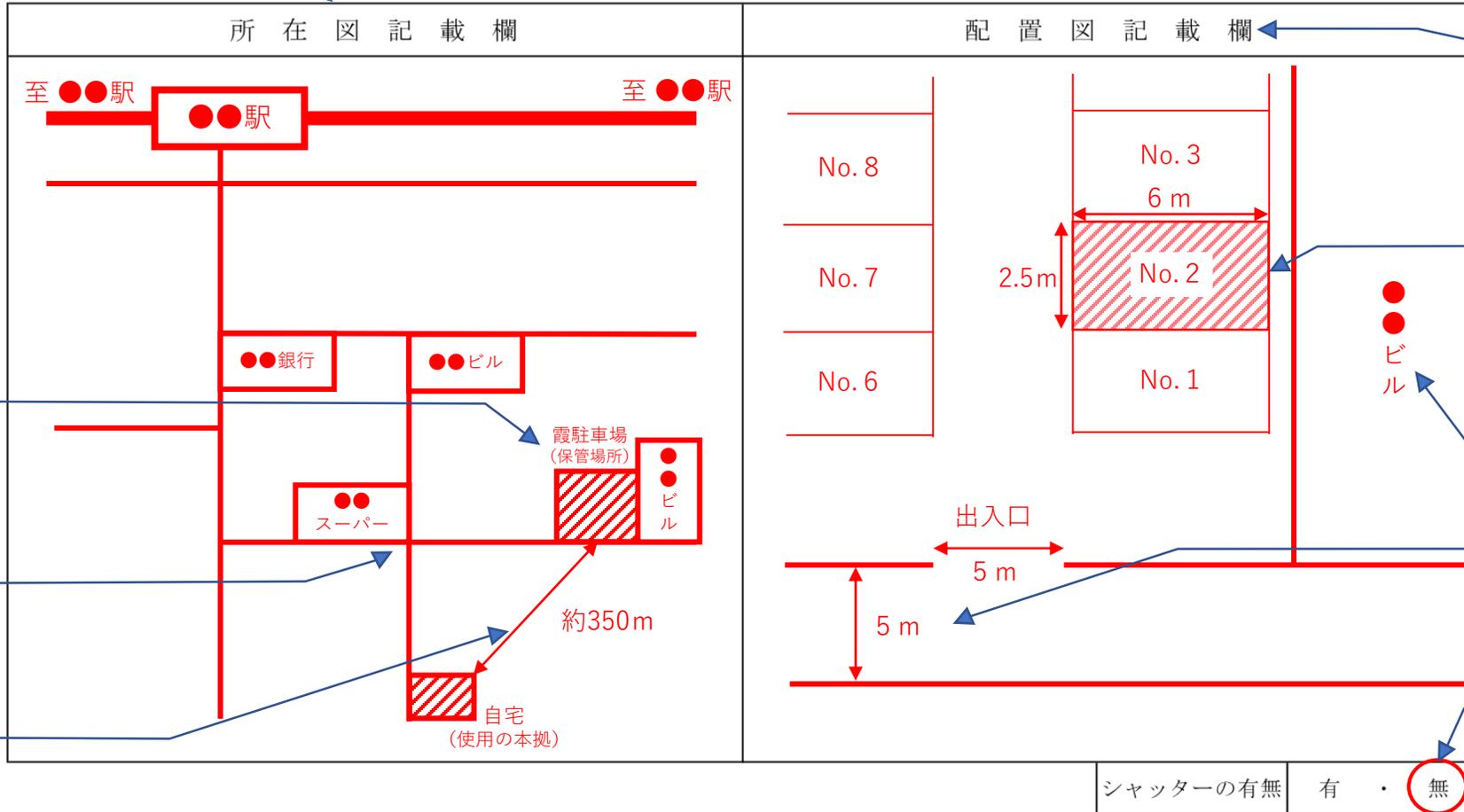
○ 申請者又は届出者が保管場所を使用することを承諾した方の情報等を記載してください。
○ 当該保管場所が共有の場合には、必要な共有者全員の情報等を余白部分に記載してください（承諾者ごとに承諾書を作成したり、別紙を使用しても構いません。）。

備考
共有の場合は、必要な共有者全員の住所・氏名を記入してください。

【保管場所の所在図・配置図】の記載例

○ 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
 ○ 自宅の車庫を保管場所とする2台の届出を同時に行う
 といった、場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、所在図・配置図は1通の提出で足りります。

保管場所の所在図・配置図



○ 備考1の場合には、所在図を省略できます。
 ○ 備考3のとおり、既存の地図の写し（当該地図の著作権に注意して下さい。）を用いて作成しても構いません。

使用の本拠の位置（自宅等）及び保管場所（車庫）の位置を明記してください。

目標となる建物や付近の道路を明記してください。

使用の本拠の位置と保管場所の位置を直線で結び、その間の距離を記載してください。

配置図は省略できません（上記の場合を除く。）。

保管場所である駐車枠（自宅敷地等の一角を保管場所とする場合には、駐車スペース）を明示し、その寸法を明記してください（高さ制限のある駐車場所については、高さも記載してください。）。

周囲の建物や空地、道路を明記してください。

道路の幅員を明記してください。

保管場所にシャッター等の遮蔽物が
 ○ 設置されている場合 → 「有」
 ○ 設置されていない場合 → 「無」
 に○印をつけてください（本欄は空欄でも申請等を受理しますが、円滑な審査のため、記載に御協力ください。）。

- 備考 1 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。
- 2 所在図には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示するほか、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記してください。
- 3 所在図は、本様式に記載せず、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる既存の地図の写しを用いても構いません。
- 4 配置図には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示するほか、保管場所にあつてはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあつてはその幅員を明記してください。